



商工会だより

(特別号)

発行 津和野町商工会

本所 〒699-5605 津和野町後田口 187

TEL:0856-72-3131 FAX:72-1389

日原支所 〒699-5221 津和野町日原 225-1

TEL:0856-74-1221 FAX:74-1220

島根県の給付金について (重要)

令和3年11月10日付けにて新聞報道がありました「①島根県飲食店等事業継続特別給付金」
「②中小企業等事業継続特別給付金」にかかる商工会支援のお知らせ。

★商工会による支援体制について

この度の島根県給付金にかかる商工会の支援体制について、津和野町商工会では本施策が全業種に渡ることから津和野町商工会内にサポートデスクを設置し、事業者様のご支援を行う予定です。(予約制)

体制を整える必要があり、準備のため、今しばらくお待ちください。

(サポートデスク開設日程、必要書類等について再度ご案内いたします。)

■ サポートデスク設置期間 12月第2週~第3週ごろ

■ 場 所 津和野町商工会本所、日原支所 (指定日)

※申請は、原則、事業者様ご本人による申請です。

※顧問税理士がおられる事業所については、まずは税理士にご相談ください。

※島根県の申請受付開始日 令和3年11月15日(月)より(下記アドレスより確認!)

(県内各所に島根県のサポートデスクが開設されます。そちらもご利用ください。)

※サポートデスク開設までに申請にかかる書類確認等は可能です。

※給付要件によって対象とならない場合があります。

※Eメール等のインターネット対応が可能な事業者様は、下記アドレスのWebサイト「島根県内の飲食事業者向け 飲食店等事業継続特別給付(要件緩和)」にアクセスし、給付金2種の詳細を確認の上、11月15日以降すぐにWeb申請できます。より迅速な手続きにより、早い給付につながります。(11月11日現在では申請はできませんが、申請書の様式等の確認、準備ができます。)

HP 検索 ⇒ 「島根県内の飲食事業者向け 飲食店等事業継続特別給付(要件緩和)」

<http://www.shimane-kyuufu.jp/>

最新の情報は【津和野町商工会HP】をご覧ください。